

平成二十年五月三十日提出  
質問第四五七号

国土交通省所管の財団法人「公共用地補償機構」における職員旅行費用の返還等に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

457

国土交通省所管の財団法人「公共用地補償機構」における職員旅行費用の返還等に関する再質

問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六九第三九二号）を踏まえ、再質問する。

一 「前回答弁書」によると、国土交通省に設置された道路関係業務の執行のあり方改革本部（以下、「本部」という。）において取りまとめられた最終報告書（以下、「報告書」という。）に従い、「同月十八日付けで財団法人公共用地補償機構（以下「機構」という。）に対し、平成十五年度から平成十九年度までの過去五年間の職員旅行に係る費用のうち法人負担分が五割を超える額について、役員及び管理職が法人に自主的に返還するよう要請したところである。」とのことであるが、右で言う「法人負担分が五割を超える額」とは、「公共用地補償機構」において二〇〇三年度から二〇〇七年度の五年間に同機構で行われた職員旅行（以下、「職員旅行」という。）費のうち、同機構より支出された計約二千百万円を指すと理解して良いか。確認を求める。

二 一の答弁で言う、法人負担分が五割を超える額の自主的な返還とは、「職員旅行」費のうち、「公共用地補償機構」により支出がなされた約二千百万円全額の返還を指すと理解して良いか。確認を求める。

三 「前回答弁書」で、「直近五年間における職員旅行の費用総額約二千百万円の半額を、自主的に返還することとなったと承知している。」との答弁がなされている。二で、約二千百万円全額の返還を指すのなら、右の公共用地補償機構における「報告書」を受けての対応は不十分であると言わざるを得ないが、国交省の見解如何。

四 「前回答弁書」では、「最終報告書では、道路関係公益法人の役員及び管理職に対して、道路関係公益法人の平成十四年度以前の職員旅行の費用について返還を要請していない。」との答弁がなされているが、それはなぜか。「前回答弁書」で、「公共用地補償機構」を含む道路関係公益法人（以下、「道路関係公益法人」という。）が二〇〇三年度から二〇〇七年度までに行った職員旅行の費用のうち、法人負担分が五割を超える額のすべてが国への寄附等が実施された場合の合計額は、約一億九百四十七万円であるとの答弁がなされているが、右から推測すると、二〇〇二年度以前の職員旅行の費用のうち、法人負担分が五割を超える額も相当の金額に上ると考えられるところ、二〇〇二年度以前のものを不問に付すのではなく、さかのぼって調査し、相当額の返還を求めるべきではないのか。

五 「前回答弁書」では、「道路関係公益法人」のうち、二十三法人が二〇〇三年度から二〇〇七年度に行

われた職員旅行費用の五割以上を当該法人が負担していたとの答弁がなされているが、右二十三法人の名称を全て明らかにされたい。

六 「報告書」には「道路関係公益法人」から返還された金額は「真に公益的な目的」に活用するとされており、「真に公益的な目的」とは何かと前回質問主意書で問うたところ、「前回答弁書」では「例えば、国への寄附の実施である。」との答弁がなされているが、当方が指摘しているのは、その国へ寄附されたお金がどのような使われ方をするのか、それがまた再度無駄な使われ方をしないのかという点である。「前回答弁書」によると、「道路関係公益法人」から国へ返還された金額について、「平成二十年度の収入となり、原則として、平成二十年度における国の各般の需要を充たすために活用されることとなる。」との答弁がなされているが、右答弁で言う「国の各般の需要」とは、具体例としてどのようなものがあるか説明されたい。

七 「道路関係公益法人」から返還された金額が再度無駄に使われることがない様に、政府としてどのような方で監視するのかという問いに対して、「前回答弁書」では「通常の予算の執行の監視と同様、会計検査院による会計検査、第三者機関による契約監視等により、適正な予算の執行に努める考えである。」と

の答弁がなされているが、六の「国の各般の需要」が、優先度が高く、真に必要な需要ではない場合、結局はまた無駄遣いが繰り返されることになるかと考えるが、政府、特に国交省の見解如何。

八 「前回答弁書」では、「『返還に応じない組織』に対しては、最終報告書を踏まえた対応について協力を仰いでいく考えである。」との答弁がなされているが、「道路関係公益法人」の中で、未だに応じていない法人はあるか。

九 八であるのならば、当該法人の名称を明らかにするとともに、当該法人に政府より天下った人物がいる場合は、その人物の氏名と退職前の官職を明らかにされたい。

右質問する。